

大阪市立天下茶屋小学校 P T A 規約

[令和3年5月改正]

第1章 名 称

第1条 この会は、大阪市立天下茶屋小学校 P T A という。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 会員の成人教育を盛んにする。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童を保護善導する。
- (3) 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。

第3章 方 金十

第4条 この会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) この会は自主独立のものであって、他の団体から支配干渉を受けない。
- (5) 学校の教育方針、及び人事、並びに管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。

- (1) この学校に在籍する児童の保護者。
- (2) この学校の教職員。

第6条 この会の会員は、すべて会費を納めるものとする。

第5章 経 理

第7条 この会の経費は、会費、事業収入によって支弁される。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

第10条 この会の会費は、一口月額100円とし、口数は会員の申込数による。

第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日に終わる。

第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

第14条 1. この会の役員は、次の通りである。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名から4名
- (3) 会計 1名

2. 役員は、男女のいずれかに偏ってはならない。

3. 役員は、他の役員または委員を兼ねることができない。

第15条 1. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は引き継いで他の役員に選任されることができる。

第16条 役員の選挙及び就任は、次の通り行われる。

(1) 各学年の会員からなる役員候補者指名委員会を次の方法によってつくる。

- ① 保護者の中から、次の通り5名を選出する。

各学級の保護者は、互選により、それぞれ男女各1名の代議員を選出する。これらの代議員は、各学年別に会合し、互選により、1名の指名委員を選出する。

- ② 教職員の中から互選により、2名の指名委員を選出する。

- ③ 実行委員の中から互選により、1名以上の指名委員を選出する。

(2) 指名委員会は、各役員別に、定数の候補者をあげ、役員選挙の7日前までに全会員に知らせる。

(3) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をすることができる。

(4) 候補者の指名は、指名委員会によってされる場合も、一般会員からされる場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。

- (5) 役員は4月の総会において出席した会員の、多数決で選挙される。
 - (6) 役員は、5月1日より就任する。
- 第17条 会長に欠員を生じた時は、副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。
- 第18条 会長以外の役員に欠員を生じた時は、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

- 第19条 この会の目的、並びに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。
- 第20条 会長は次の職務を行う。
 - (1) 総会及び実行委員会を招集し、会議の議長となる。
 - (2) 他の役員及び校長の意見を聞いて、常置委員会及び特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長並びに学年代表を委嘱する。
 - (3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会及び特別委員会（役員候補者委員会を除く）の委員を委嘱する。
 - (4) 各委員会（役員候補者委員会を除く）に出席して、意見を述べることができる。
 - (5) この会の資産を管理する。
- 第21条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 第22条 副会長は、次の職務を行う。
 - (1) 総会及び実行委員会の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
 - (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 第23条 会計は、次の職務を行う。
 - (1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 予算の立案に協力する。
 - (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
 - (4) 会計監査を受けて、会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

- 第24条 1. この会の経理を監査するために、会計監査を置く。
2. 会計監査を地域協力団体である天昭会会計に委任する。
- 第25条 会計監査は、その年度の会計を監査し、年間1回以上会員にその結果を報告する。

第9章 総会

- 第26条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第27条 (1) 総会の開催は、全会員の7分の1の参加を要し、決議は参加者の過半数の同意を要する。
(2) 総会は必要に応じ、集会を書面・webで行うことができる。
その際、全ての会員は議決行使権を有する。
- 第28条 実行委員会が必要と認めた時、または会員の7分の1以上の要求があった時には、会長はいつも総会を招集する。
- 第29条 総会は、年間2回以上開催する。
- 第30条 この会の年間事業計画及び予算の審議決定報告の承認は、総会で行う。

第10章 実行委員会

- 第31条 実行委員会は、この会の、役員、各常置委員会の委員長、学年代表、及び校長、教頭、教務をもって構成される 第33条 実行委員会の任務は、次の通りである。
 - (1) 会長によって委嘱される各委員会の委員を承認する。
 - (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
 - (3) 総会に提出する議案を調整する。
 - (4) 必要ある時は、特別委員会を設ける。
 - (5) その他、規約並びに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。
- 第32条 この会の活動に必要な収支の予算を立案し、必要があれば補正予算を立てる。
また総会が決定した予算の基づいて健全な経理が行われるように協力する。
- 第33条 1. 実行委員会は、毎月1回定例会を開催する。
2. 実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第11章 常置委員会及び特別委員会

- 第34条 1. この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するため、次の常置委員会を置く。

- (1) 学級委員会
 - (2) 給食・保健厚生委員会
 - (3) 体育・校外指導委員会
 - (4) 成人教育委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 人権啓発活動委員会
2. 学級委員会の内部機構として、各学年毎に学年部会を置き、運営を各学年代表がそれぞれ分掌する。
- 第35条 1. この会の特定の目的を遂行するために、必要ある時は、特別委員会を設けることができる。
2. 特別委員会は、その任務の終わるとともに、自動的に解散する。
3. 特別委員会の委員長は、必要ある場合、実行委員会に出席して、意見を述べることができる。
- 第36条 1. 各常置委員会及び特別委員会の委員長並びに学年代表は、他の役員及び校長の意見を聞いて会長が委嘱する。
2. 学級委員長が学年代表を兼ねることは妨げない。
3. 副委員長及び委員は、委員長のせん定に基づき実行委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 第37条 1. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
2. 常置委員会相互間において、委員は、他の委員を兼ねることができない。
- 第38条 予算委員の任務は、次の通りである。
(1) この会の活動に必要な収支の予算を立案する。
(2) 総会が決定した予算に基づいて、健全な経理が行われるよう協力する。
(3) 必要があれば、補正予算を立てる。
- 第39条 学級委員会の任務は、次の通りである。
(1) その学級の会員が、会員としての義務と権利を全うするように努める。
(2) 教育環境をより好ましくするように努める。
(3) 教員と保護者及び保護者相互の連絡と親睦を図る。
- 第40条 給食・保健厚生委員会の任務は、次の通りである。
(1) 学校給食の十分な効果をあげるように協力する。
(2) 家庭の食生活の改善を図る。
(3) 会員の保健衛生に対する理解を深める。
(4) 学校の保健活動に協力する。
(5) 児童及び会員の福利厚生を図る。
- 第41条 体育・校外指導委員会の任務は、次の通りである。
(1) 学校の体育行事に協力する。
(2) 児童及び会員の健康増進に努める。
(3) 体育に関するクラブ活動を企画担当する。
(4) 児童の家庭生活、社会生活の保護善導に努める。
(5) 児童の交通安全を図る。
(6) 地域内の関係団体、機関及びそれらの活動に協力する。
- 第42条 成人教育委員会の任務は、次の通りである。
(1) 会員の教養を高めるために成人教育を行う。
(2) 児童及び会員のための文化的な行事に協力する。
(3) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
(4) 教養に関するクラブ活動を担当する。
- 第43条 広報委員会の任務は、次の通りである。
(1) 会員に対し、情報を伝達し、明るい社会の醸成に努める。
(2) 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで諸団体または機関の協力を得るために努める。
(3) P T A新聞の編集発行に努める。
- 第44条 人権啓発活動委員会の任務は、次の通りである。
(1) 学校と連携し、より効果的な人権に関する啓発活動を行う。
(2) 人権に関する学習会・研修会等に参加するとともに、会員に対して学習できる機会提供を図る。
- 第45条 各常置委員会及び特別委員会は、その事業計画について、実行委員会に図らなければならない。

第12章 改 正

- 第46条 この規約は、総会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の7日前までにその内容を全会員に知らせておかなければならぬ。